

令和 7 年度放課後児童クラブ保育料の減免申請をされる方へ

減免区分と減免後の保育料について

保育料の減免は、生活保護や世帯の所得に応じた減免と多子世帯による減免（同月内に 2 人以上の児童が放課後児童クラブに在籍する場合、2 人目が半額、3 人目以降が 0 円）があります。

減免後の保育料は以下の表のとおりとなります。

減免区分		金額
① 生活保護世帯、支援給付受給世帯または市区町村民税非課税世帯		0 円
② 市区町村民税のうち均等割りのみの課税世帯	1 人目	3, 5 0 0 円
③ 市区町村民税のうち均等割りのみの課税世帯かつ <u>同一世帯において 2 人以上の児童*</u> が入室する場合	2 人目	1, 7 5 0 円
	3 人目以降	0 円
④ 市区町村民税のうち所得割課税額が 5 千円未満である世帯	1 人目	5, 0 0 0 円
⑤ 市区町村民税のうち所得割課税額が 5 千円未満の世帯かつ <u>同一世帯において 2 人以上の児童*</u> が入室する場合	2 人目	2, 5 0 0 円
	3 人目以降	0 円
⑥ <u>同一世帯において 2 人以上の児童*</u> が入室する場合	2 人目	4, 5 0 0 円
	3 人目以降	0 円
⑦ 市長が特に認めた場合		市長が定める額

※保護者が同一またはきょうだいである児童

減免申請（判定）に必要な書類

① 放課後児童クラブ保育料減免申請書

② 令和 6 年度・令和 7 年度の市区町村民税課税証明書または非課税証明書

※各年の 1 月 1 日現在 春日部市に住所がある方または多子減免のみの方は証明書（②の提出）は不要です。

※ 申請した月の翌月分の保育料から減免の対象となり、遡っての適用はできませんので、提出期限には十分ご注意ください。

世帯の所得に応じた減免の判定について

1. 減免の判定の対象者（18歳以上の方）

（1）減免の判定基準

同一世帯員のうち、市区町村民税の課税額が一番高い方で判定します。

別世帯の同居人（祖父母、おじおば、知人等）や、同一住所に住民登録がない同一生計者としての親族などがある場合は、判定の対象者としします。これは、別住所であっても対象世帯の生計を維持している者（単身赴任や養育費のみの支払い等含む）が存在するものとみなし、判定の対象者に含めるものです。

（2）世帯状況の変更等

申請後に世帯状況に変更が生じる場合（転居、婚姻、同居人の居住・転出等）は、再判定を実施しますので、必ずこども育成課へご連絡ください。

2. 減免回数および判定時期と書類提出期限等

回数／判定時期	第1回／令和7年3月	第2回／令和7年6月
判定する保育料	令和7年4月～6月分	令和7年7月～令和8年3月分
判定の根拠となる課税年度	令和6年度(令和5年收入)	令和7年度(令和6年收入)
書類提出期限	令和7年2月28日(金)	令和7年6月20日(金)

※年度途中で入室申請をする場合の書類の提出については、こども育成課までご相談ください。

3. 注意事項

（1）所得判定の対象者は、令和6年・7年の各年の1月1日現在、住所がある市区町村で、必ず減免の対象期間に対する市区町村民税の申告をお願いします。

① 当該市区町村で発行した課税・非課税証明書の提出が必要です。証明書の発行には日数がかかる場合がありますので、ご注意ください。

② 判定の対象者が令和6年・7年の各年とも1月1日現在、春日部市に住所を有する者は、証明書の提出は必要ありません。減免申請書の保護者氏名欄に自署することで、判定する対象者の市民税課税額をこども育成課にて確認することと同意いただいたものとします。

なお、同意いただけない場合は、市内に住所を有する者でも課税・非課税証明書の提出が必要となります。減免の判定の対象者における全員の市区町村民税課税額が確認できない場合には、減免は適用されません。

（2）収入がない場合でも、収入がなかったという申告が必要となります。

減免申請書の提出先

入室申請書類と併せて、春日部市役所こども育成課放課後児童クラブ担当または庄和総合支所福祉・健康保険担当へ提出してください。

※継続入室申込時に申請いただく場合は、入室申請書類と併せて在籍する放課後児童クラブへご提出ください。

減免の決定と納入通知書及び口座振替開始通知書の送付時期

減免の判定は年2回実施します。

(1) 1回目の減免の判定は、3月

令和6年度市区町村民税課税状況により減免の判定を行い、「減免決定通知書」または「却下通知書」と、令和7年度分の「納入通知書」または「口座振替開始通知書」を4月下旬頃に郵送します。

※2回目の減免の判定により年度途中で保育料が変更になることがあります。

※保育料が全額免除の方については、減免決定通知書のみ郵送します。

(2) 2回目の減免の判定は、6月

令和7年度市区町村民税課税状況により減免の判定を行い(再判定)、令和7年度7月分以降の保育料が変更となる場合は、改めて「減免決定通知書」または「却下通知書」および変更後の金額を反映した「納入通知書」または「口座振替開始通知書」を7月下旬頃に郵送します。

※4月に郵送した納入通知書は使用せず、7月以降は変更された保育料の納付をお願いします。

修正申告時のお願い及び減免の問い合わせ先について

(1) 収入未申告および修正申告等により市区町村民税額が変更となっても、自動的に修正後の課税区分に応じた保育料になることはありません。修正申告等を行った場合は、保育料の再判定を行いますので、必ずこども育成課まで連絡をお願いします。

※収入未申告および修正申告等の場合は、申告した月の翌月以降から適用となります。

(2) 保育料の減免についての不明な点は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

(問い合わせ先)
こども育成課
放課後児童クラブ担当
電話 048-739-6836(直通)